令和８年度第２期山形県さくらんぼ結実確保緊急支援事業要望調査
留意事項・記載要領

＜留意事項＞

１　県が市町村に３月末までに支払いを完了するため、最終報告期限を令和９年３月 17 日（水）としています。要望を提出するにあたっては、これを踏まえ、確実に事業が完了すると見込まれるもののみを挙げてください。

２　本調査は、事業採択における検討資料となるため、とりまとめにあたっては、補助要件を確認し、関係機関と連携して、十分に内容を精査してください。

３　金額及び事業内容について、過大な要望とならないように十分に検討し、事業計画に沿い、精査した金額及び事業内容を記載するよう指導願います。審査段階で過大な要望であると判断した場合は、必要性等について説明を求める場合があります。

４　事業費を確認できる見積書を添付してください。なお、補助対象は、ミツバチ及び輸入花粉の導入に要する経費のうち、本体価格となります。

５　補助対象経費を積算する際は、消費税の課税事業者又は免税事業者の確認を行い、適正に算出してください（一律税抜きは認められません）。

＜各種様式記載要領＞

○共通事項

・実施地区は、２以上の市町村にわたることが可能です。広域農協や市場の生産組合で、同一市町村内で団体を組織できない場合（生産者が１～２名、認定農業者は２戸で団体を組織できる）、他の市町村で組織する団体の一員としてください。

・実施地区が２以上の市町村にわたる場合、要望調査票及び補助金計算書は、市町村ごとに作成し、すべての市町村に提出してください。

（例）「実施主体：やまがたさくらんぼ部会（山形市３名、園芸町１名）」の場合

・要望調査票：山形市提出分、園芸町提出分を作成（詳細は下記参照）

・取組主体計画一覧：取組主体である４名の一覧を作成し、同じものを山形市と園芸町に提出

・補助金額計算書：山形市３名、園芸町１名の計算書をそれぞれ作成し、各市町にそれぞれを提出

★リースミツバチを生産組合等で一括して導入し、生産者単位での導入計画（取組主体計画）が作れない場合等について

取組主体を個々の生産者ではなく、支部・支所・地区等の単位にする対応が可能です

（例）実施主体：松波農協さくらんぼ部会

取組主体：第１支部、第２支部、第３支部…、第８支部

※農協等で、取組主体にあたる生産者が百名を超えるなど、取組主体一覧の作成が困難な場合もこの対応が可能です。判断が難しい際は、園芸大国推進課までお問い合わせください。

【要望調査票（様式１）】

１　事業実施主体概要

・実施地区が２以上の市町村にわたる場合には、市町村ごとに代表者を立ててください。

（例）「実施主体：やまがたさくらんぼ部会（山形市３名、園芸町１名）」の場合、山形市代表者１名、園芸町代表者１名が必要。

２　所属組合

・実施主体が所属する組合の有無や詳細について記載してください。

３　成果目標

・実施主体の目標としてください。

（例）「実施主体：やまがたさくらんぼ部会（山形市３名、園芸町１名）」の場合、いずれの市町に提出する書類にも４名全体の目標を記入。

・現状年度（令和８年度）に対して、目標年度（令和９年度）の実施主体全体の総販売額が増加している必要があることにご留意ください。

４　事業計画

・実施地区が２以上の市町村にわたる場合には、市町村ごとに補助金計算書を作成し、提出先となる市町村別に計画内容を記入してください。

（例）「実施主体：やまがたさくらんぼ部会（山形市３名、園芸町１名）」の場合、山形市提出分には３名の計画内容、園芸町提出分には１名の計画内容を記入。

・「市町村補助率」については、デフォルトでは 1/6 となっています。1/6 以外の補助率を設定する場合には、市町村においてその補助率を記載してください。

・「生産者団体・市場補助率」については、デフォルトでは 1/12 となっています。1/12 以外の補助率を設定する場合には、各団体・市場においてその補助率を記載してください。

【取組主体計画一覧（様式２）】

・「さくらんぼの栽培面積」は、当該取組主体が経営するすべての園地について記入してください。

・成果目標とする「総販売額」は、上記で記入したすべての園地に係るものとしてください。

・「10a 当たりの販売額」及び「総販売額」欄のいずれも記入してください。

【補助金額計算書】

・実施地区が２以上の市町村にわたる場合、提出先の市町村ごとに作成してください。
・「白地のセル」及び欄外の「補助率（市町村要入力、団体・市場要入力と記載している箇所）」を入力してください。灰色セルは記入内容から自動で算出されます。
・補助対象者課税区分は、プルダウン形式となっています。必ず選択してください。